

佐野市告示第156号

市・県民税納税通知書の公示送達

市・県民税納税通知書の送達を受けるべき次の方について、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定に基づく書類の送達ができないので、同法第20条の2及び佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）第18条の規定により公示送達をします。

なお、送達すべき書類は、佐野市総合政策部市民税課市民税係において保管し、送達を受けるべき方からの申出又は送達を受けるべき方の住所が判明しだい交付します。

令和8年6月12日

佐野市長 金子 裕

1 送達すべき書類の名称

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼 決定通知書

2 送達を受けるべき方の氏名

TRUONG QUANG DUC

NONG VAN TUAN

ILANGAKOON ARACHCHILAGE HANSIKA SEWWANDI